

別紙様式（第7条関係）

会議録

- 1 会議の名称 令和2年度 第1回 富士川町景観審議会
- 2 会議日時 令和2年8月27日（木）午後2時00分から
午後3時00分まで
- 3 開催場所 富士川町役場 本庁舎 1階会議室
- 4 出席者数
（1）景観審議会委員 12名
（2）執行機関（都市整備課）5名
（3）その他（電力会社）4名
- 5 議題
（1）景観計画区域行為届出書の審査について
- 6 会議資料の名称 議題に同じ
- 7 発言の内容

（1）開 会

（2）委嘱状交付

（3）会長あいさつ

(4) 議 事

議長（会長）	それでは議事に入ります。 議事の1、景観計画区域行為届出の審査について、事務局お願いします。
事務局	【内容説明】 【電力会社より建替検討について説明】
議長（会長）	事務局から、景観計画区域行為届出の審査についてご説明をいただきましたが、何かご意見等ありますでしょうか。
委員	No.34~No.35 の鉄塔の電線を地下に通すことは技術的に可能かどうか伺いたい。
電力会社	技術的には、地中に埋めることは可能ですが、既存の電気を供給しつつけながら、電線の地中化を図る工事は大規模なものになり、安定的に電気を供給しながら工事を進めることはリスクを伴います。道路の管理者に許可をいただかないと電線を埋められません。電線を地面に埋める道路については、違う目的で道路を掘削することが難しくなります。町道や農道について掘削できなくなるリスクを鑑みて、今回は、既存の送電線を利用した方法で工事をするを選択しました。
委員	地中化の検討はしていただいたのですね。
電力会社	検討はしました。
委員	今回の届出行為の場所が、最勝寺487番1と記載されていますが、電線も影響していると思うのですが、届出の対象にはならないのですが。
事務局	今回は鉄塔の移設及び延伸が対象であり電線は届出対象にはなっておりません。
委員	届出の対象行為としては、電線類は高さ15mを超えるものとありますが、既存不適格は仕方ないですが、新たに電線が40m以上の高さになる行為も当てはまると考えられますので、届出の対象行為となると思います。
事務局	景観計画の田園居住景観形成地域の届出対象行為のなかで、電線類で高さ15mを超えるものは届出の対象になりますので、届出の対象になります。
議長（会長）	今回の審議会には電線も含まれるのですね。
事務局	電線も含まれます。

委員	今回の鉄塔の工事で、周辺の電波（テレビ等）には影響はないのですか。
電力会社	今のデジタル化されたものであれば影響は受けません。
委員	今回の工事にあたっては、安全に配慮して行っていただきたい。
委員	今回の計画の鉄塔の高さについては、景観形成基準を超えてしまうのでやむを得ないものであると認められるかどうかだと思いますが、他にできることについては、極力景観に配慮するという考えに基づいて、今回の提案を提示していると思います。この観点から考えますと鉄塔の色調については、標準的な N4.5 を採用しております。景観に配慮した色彩であると思うのですが、色彩がどのくらいが良いかというのは、場所によって違う場合があると思います。できるだけ周囲の景観になじむような形で色彩を変更することが可能かどうか伺いたい。
電力会社	鉄塔の色彩については、変更は可能です。鉄塔の見え方や色彩の部分については今回の審議会の中の指導を踏まえた上で確認していきたいと考えています。
事務局	審議委員の質問を受けまして、富士川町においても鉄塔の色彩を決めることは、初めて行うことですので、山梨県の景観づくり推進室に相談したところ、景観アドバイザー制度について説明を受けました。景観の専門家を外部から招聘して検討を行う制度ですので、このような制度を活用して、N4.5 が実際にその場所にあったものかどうかを検討したいと思います。
委員	町から要請がありましたら、景観の専門家を派遣する制度がありますので、活用していただいて、その土地にあった色彩を検討していただければと思います。
議長（会長）	景観アドバイザー制度の申請をしていただいて、検討してください。以上で質問を打ち切りたいと思います。今回の審査案件について事務局の見解をお願いします。
事務局	今回の審査案件の概要と富士川町景観審議会事務局の見解について説明。 ・鉄塔の色彩については、景観アドバイザー制度を活用し、専門家の見地を交えて改めて検討することを付記する。
事務局	色彩の検討の結果については、文書等で委員の皆様にお知らせしますのでご承知おきください。
議長（会長）	宜しいでしょうか、ありがとうございました。審議は以上となります。 その他でなにかご意見等ありますでしょうか。

委員	施工期間中の景観配慮もお願いしたいと思います。掘削等で法面が生ずるような場合にも景観への配慮をお願いしたいと思います。
議長（会長）	他に意見が無いようでしたら、以上で審議を終了いたします。ご協力ありがとうございました。
事務局	会長、スムーズな議事進行、誠にありがとうございました。 また、委員の皆様、議事進行に、ご協力ありがとうございました。 最後に、議事以外で、事務局からはありませんが、委員の皆様、何かございますか。 無いようですので、以上を持ちまして、令和２年度第１回 富士川町景観審議会を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

（５）閉 会